

小樽市長 迫 俊哉 様

令和3年度小樽市施策に係る

# 要 望 書

令和2年11月27日

小樽商工会議所

## はじめに

商工会議所は、商工会議所法に基づいた地域総合経済団体であり、小樽市内における商工業等の総合的な改善発達を図り、あわせて社会福祉の増進に資することを目的に活動しています。

小樽市では人口減少に歯止めがかからない状況が続いていますが、人口減少はまちの経済規模の縮小につながり、事業所の廃業や撤退による働く場や税収の減少は、市民サービスの低下を招き、「まち」の活力が今まで以上に失われることになります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、市内経済に極めて大きな影響が及んでおり、特に基幹産業である観光における影響は深刻で、今後さらにコロナが長期化するようなことになれば、事業継続や雇用維持が困難な状況に直面することが危惧されます。

こうした状況を乗り越えるため、当所では経営相談窓口等において、国や道、市の各種支援策の周知はじめ、資金繰りや雇用維持への支援に全力で取り組んでいるところであります。また、産業振興を柱としたプロジェクトを通じ、地場産品を活用した商品開発や、みなとや歴史的景観など小樽が持つポテンシャルを活かしたまちづくりなど、地域活性化への取組を実施しておりますが、より効果的に各種施策を進めるためには、市と当所をはじめオール小樽で推進しなければ最大限の効果を得ることができないことは言うまでもありません。

小樽市全体の活性化や住みよいまちづくりは、スピード感を持って官民が連携し、限りある財源を効果的に投資しながら、計画的・継続的に実施していく必要があります。

山積する課題解決に向け互いに協力し、さらに、市内の様々な団体との強固な連携のもと、この難局に立ち向かい、まちの活力を取り戻すことが重要であると考えています。

## 令和3年度小樽市施策に係る要望

### (重点要望項目)

- 1 コロナ禍における中小・小規模事業者の支援強化について（新規）
- 2 コロナ禍における戦略的な観光の推進について
- 3 小樽駅前地区市街地の整備について
- 4 歴史的まちなみの保全について
- 5 北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺地区の整備について
- 6 小樽港の積極的な整備推進について
- 7 後継者不在による廃業の抑制について
- 8 北海製罐(株)小樽工場第3倉庫の保全について（新規）

### (要望項目)

- 9 高齢者や女性の就労に係る支援制度の創設について
- 10 産婦人科診療施設の拡充と「地域周産期母子医療センター」の早期再開について
- 11 公共施設再編の着実な実施について
- 12 市内商店街への支援について
- 13 地元企業の優先発注について

## 1 コロナ禍における中小・小規模事業者の支援強化について（新規）

新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、観光関連産業を中心に様々な業種に広がっており、市内経済は深刻な状況にあります。

国においては、これまでに類を見ない予算措置を講じ、無利子融資や雇用調整助成金の特例、持続化給付金、家賃支援給付金などの各種支援策を実施、小樽市においても各種支援金や消費喚起策の実施など、国や北海道と連携した様々な施策により、市内事業者の苦境を支えていただいております。

しかしながら、現状において、新型コロナの収束は見通せない状況にあります。感染拡大の長期化は、経営体力が弱い中小・小規模事業者の事業資金の枯渇を招き、事業継続や雇用維持に深刻な影響を与え、このままでは地域経済が崩壊しかねません。

つきましては、市内での感染拡大防止に万全の体制をとりつつ、新型コロナにより経営が悪化している事業者への資金繰り支援や消費喚起に向けた施策の実施など、市内経済の回復に向けた、中小・小規模事業者支援の強化を要望いたします。

## 2 コロナ禍における戦略的な観光の推進について

令和元年度、小樽市には約700万人の観光客が訪れ、買い物や飲食、宿泊等の消費により、今や観光は市内経済を支える基幹産業となっています。

インバウンド客も年々増え、令和元年度に北海道を訪れたインバウンド客244万人のうち、小樽を訪れたのは、NTTドコモのモバイル空間統計によると114万人にのぼります。

しかしながら、コロナ禍により、インバウンド客が回復するまでには時間を要すると考えており、今は、インバウンドに過度に依存しない国内客誘致のための観光戦略を再度構築することが重要であります。

また、今後インバウンド客の往来が再開された際に備え、旅行目的や行動性向、嗜好など、国によって異なるニーズを的確に把握し、各国ごとの具体的な戦略と対策を整えておく必要であると考えます。

ついては、戦略的な観光の推進を要望いたします。

## 3 小樽駅前地区市街地の整備について

JR小樽駅前広場は、車と人が混在する危険な状態が恒常化し、小樽駅前第1ビルは老朽化と未耐震化の問題を抱えており、一刻も早く解決する必要があります。

小樽駅前広場に関しては、限られたスペースの中で、歩行者の安全性確保を最優先に、バス、タクシー、一般車の走行区分を設け、駅利用者の利便性を確保するとともに、駅からの景観ポテンシャルを活かした、にぎわい創出空間の整備が必要です。

また、駅前第1ビルについては、人口減少が進み、コンパクトで効率的なまちづくりが求められている中、観光高度化に向けたホテルやマンション、子育て世代の支援機能など、小樽駅前の

都市機能を高める整備が必要です。

については、立地適正化計画等、国の資金を活用しながら、概ね5～6年以内の整備完了に向け、駅前広場と交通アクセス拠点を含めた駅前第1ビルの一体的な整備計画を要望いたします。

なお、当所の考え方については、別添にて取りまとめておりますので、併せてご覧ください。

#### 4 歴史的まちなみの保全について

今や、小樽経済を支える基幹産業である観光を主体に、今後も小樽が持続的に発展していくためには、地域資源である歴史的なまちなみを保全・活用し、観光の高度化を図ることが必要です。

しかしながら、歴史的なまちなみを支える建物は老朽化が進み、所有者にとって、維持・管理が大きな負担となっており、今後、歴史的景観が損なわれることが危惧されます。

また、昭和58年に市が制定した「小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例」は、現在、小樽市全域の景観形成を主とした景観条例の一部に歴史的景観の保全が取り込まれた形となっており、当初の歴史的景観保全理念が希薄化しております。

については、将来にわたって小樽の歴史的まちなみを維持していくために、伝統的建造物群保存地区・景観地区の導入や、歴史まちづくり法等の活用を進めるとともに、歴史的な建造物や景観が集積するエリアを「歴史観光地区」として、集中的に保全・修景を行うなど、歴史的まちなみ保全を積極的に推進されるよう要望します。

なお、当所の考え方については、別添にて取りまとめておりますので、併せてご覧ください。

#### 5 北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺地区の整備について

北海道新幹線新小樽（仮称）駅は、小樽のまちを再生させる起爆剤として重要な拠点です。新幹線を小樽の活性化に最大限活用するには、より多くの新幹線を新小樽（仮称）駅に停めることが必要であり、その必然性を創り出すには、駅舎及び周辺の機能、小樽駅との交通アクセスなど、より具体的かつ戦略的な取り組みが必要です。

当所でも、北海道新幹線を活用したまちの再生に向けて、小樽市とともに積極的に取り組んで参りたいと考えています。

については、新小樽（仮称）駅と小樽駅を結ぶ二次交通、「道の駅」などの観光施設、宅地等の開発や新駅駐車場の整備による利便性の向上など、新たな民間投資を生む有効かつ効果的な取り組みを積極的に行うよう要望いたします。

#### 6 小樽港の積極的な整備推進について

小樽港は、道央圏の拠点港としてさまざまな重要な役割を担っており、今後も、計画的な整備が必要です。

当所では、第3号ふ頭基部及び周辺地域を「みなと観光」や「市民の憩いの場」の拠点と位置付け、南運河、北運河、旧国鉄手宮線を連動させた新たなにぎわいづくりが必要と考えて

おり、現在、小樽市、小樽観光協会とともに、第3号ふ頭を核とする魅力づくりに向けて、意見交換を重ねているところであります。

については、改訂小樽港港湾計画に第3号ふ頭及びふ頭基部を人流機能として位置づけ、早期整備を図るとともに、大型クルーズ客船対応岸壁の着実な整備等、国直轄整備事業の積極的な予算獲得による整備を図るよう要望いたします。

## 7 後継者不在による廃業の抑制について

全国の中小・零細企業を中心に後継者難や代表者の高齢化が深刻化しています。

2020年版中小企業白書によると、経営者の年齢分布では70代以上が約3割を占め、高齢化に歯止めがかかっていない一方で、60代で約半数、70代で約4割、80代では約3割が後継者不在となっています。

民間信用調査機関によると、2019年に北海道全体で2,219件が休廃業又は解散をしておりますが、コロナ禍でこうした動きに拍車がかかっています。

小樽には、長い歴史の中で企業が大切に培ってきた技術やノウハウ、経営資源があります。廃業によりこうした資源が失われることは、小樽にとって大きな損失となるばかりではなく、事業所の減少はまちの活力低下につながります。

当所では、小樽市や市内金融機関、専門家等と連携した「事業承継相談窓口」で後継者不在による廃業選択を抑制しています。

については、小樽市におきましても市内の休廃業動向や事業承継・廃業検討者、創業希望者などの情報を積極的に収集いただくとともに、当所の「事業承継相談窓口」との情報共有を図られるよう要望いたします。

## 8 北海製罐(株)小樽工場第3倉庫の保全について（新規）

北海製罐(株)小樽工場第3倉庫は、築96年が経過し、現在は使用されていないものの、老朽化による保全コストの問題などから、今年度中の解体が検討されましたが、市長の申し入れにより1年程度猶予されることとなりました。

第3倉庫は、運河とともに歴史を刻んできた小樽の遺産で、市民にも愛着があり、解体検討の報道がなされた後、市民の間でも保全・活用の機運が生まれております。

当所といたしましても、第3倉庫は、歴史的な背景や運河を彩る景観として欠かせない建物であると同時に、第3号ふ頭と北運河エリアとの回遊性を高めるランドマークとして極めて重要であると考えており、各種団体等とも連携しながら、早急に保全・活用への検討を進めて参りたいと考えております。

については、小樽市といたしましても、第3倉庫周辺の都市計画や分区条例における土地利用の位置づけを検討いただくとともに、第3倉庫の保全・活用に向けて、オール小樽で取り組まれますよう要望いたします。

## 9 高齢者や女性の就労に係る支援制度の創設について

小樽市の急速な少子高齢化による人口減少の進行により、生産年齢人口が50%台と、まちの活力や労働生産性の低下が危惧されます。

労働生産性の低下は、所得や税収の減少につながり、社会保障制度の維持が困難となり、また、企業においては、人手不足による社員一人当たりの業務量増大等により、労働環境を悪化させることとなります。

小樽では、人材の確保難が経営の深刻な課題となっていますが、生産年齢人口の減少、就労地や賃金等の就労条件など複合的な要因から、すぐに解決することが難しい状況にあります。

一方で、働く意欲を持ちながらも家事や育児、体力的な問題など様々な理由から働くことができない女性や高齢者も多くいます。ライフステージに対応した就労機会の創出など、労働意欲を持つ女性や高齢者が働きやすい環境を整備することで、人材確保難の緩和につながると考えています。

については、女性や高齢者の就労機会の創出・増大を促進するため、就労情報を提供する市と当所が連携した総合相談窓口の設置や、就労にかかる支援制度の創設を要望いたします。

## 10 産婦人科診療施設の拡充と「地域周産期母子医療センター」の早期再開について

一昨年の小樽協会病院で分娩の取り扱い再開以降、市内で出産が可能な産婦人科施設は2カ所となりましたが、十分な受入れ体制であるとは言えません。

また、「地域周産期母子医療センター」は、助産師不足が解消され、本年7月からリスクの高い分娩も再開されましたが、24時間ハイリスクに対応できる態勢になっていません。

市内で出産できないことは、「産み育てる力」が低下し、一層の人口減少や少子化を招きます。

については、産婦人科施設の拡充に取り組むとともに、「地域周産期母子医療センター」の早期再開に向けた態勢づくりに早急に取り組むよう北海道に対して強く要請いたします。

## 11 公共施設再編の着実な実施について

小樽市では、本年5月、公共施設再編計画を策定し、経年劣化により危険な状態にある市民会館や総合体育館、本庁舎等を含めた全市的な公共施設再編の方向性をまとめ、現在、個別計画となる長寿命化計画策定に取り組まれているところでありますが、防災の拠点となる市庁舎、避難場所となる公共施設等については、存廃・補修・建替えなどの早急な対応策を講じる必要があります。

については、利用者の利便性に配慮しつつ、市民の安全・安心確保のため、国に対し必要な予算措置を要請するとともに、長寿命化計画を早期に策定し、着実に事業化するよう要望いたします。

## 12 市内商店街への支援について

市内の商店街は、顧客の高齢化や EC サイトの普及など様々な要因により、商業環境が大きく変化し、顧客の減少や売上の低迷、空き店舗の増加、後継者不足など、大きく衰退しています。

しかしながら、商店街は地域コミュニティの場として重要な役割を担っており、商店街のにぎわい構築は小樽のまちの活力向上にもつながります。

については、小樽市が商店街の再生活活性化に向けた具体的な施策を積極的に展開するとともに、商店街が新たな機能導入や再生・活性化事業を行う際、積極的に支援するよう要望いたします。

## 13 地元企業の優先発注について

当所では、市内の中小企業者、小規模事業者の経営安定と雇用確保のため、分離・分割発注等、受注機会を増やすなど、地元企業に配慮するよう機会あるごとに要望しています。

については、市内中小企業者や小規模事業者の経営安定と雇用確保のため、地元企業への優先発注の基本的な考え方を再認識の上、発注は地元企業（共同企業体を含む。）を優先するとともに、受注事業者に対して、下請事業者及び資材の調達にあたっては、地元企業からの選定・調達を指導するよう要望いたします。